

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画書
(次世代法・女性活躍推進法一体型)

策定日 令和6年3月25日

職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境をつくることによって、職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、また、女性が職業生活において急速な少子化の進展、国民の需要の多様化等の社会経済情勢の変化に対応していくために、その個性と能力を十分に発揮して活躍し、豊かで活力ある社会を実現できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間及び取組の実施時期

令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間

2. 内 容

【分類①】女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

- ・数値目標1 管理職に占める女性職員比率を42%以上とする。

【分類②】職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

- ・数値目標1 労働者の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間の状況
労働者全体の時間外勤務を月平均2.25時間以内とする。
- ・数値目標2 有給休暇取得率
年次有給休暇取得率の平均を60%以上とする。

対 策

- ・令和6年4月～現況調査及び分析
- ・令和6年10月～課題整理及び対応策の検討
- ・令和7年4月～対応策の決定
- ・令和8年4月～実施予定

3. 公表日 令和6年3月25日